様式第2号（第3条、第4条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

|  |
| --- |
|  　　　　　　　　　　　　丸亀市長　　　　印 |

額　改　定

　子ども手当　　　　　　　通知書

改定請求却下

請求、届出 改定

子ども手当の額の改定については により、次のとおり　　し

職 権 却下

ましたので通知します。

　なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に香川県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けた日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に丸亀市を被告として（訴訟において丸亀市を代表する者は丸亀市長となります。）提起することができます。

記

|  |
| --- |
| 額　　改　　定　　に　　関　　す　　る　　事　　項 |
|  |
| 1.改定後の算定の基礎となる子どもの数 2.改定後の手当月額 | 　　　　　　　　　　　　　　人 |  |
|  |  |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
|  |
| 3.改定年月　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月から4.改定（増・減額）の理由　（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 認　定　請　求　却　下　に　関　す　る　事　項 |
| 却下した理由（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 備　考 |  |